

## 第2章 預金取引の取引経過の開示請求について

野村豊弘

### 1 はじめに

#### (1) 問題の所在

銀行取引の実務においては、預金者あるいはその相続人が取引金融機関に対して、預金取引について取引経過の明細を開示することを請求することが少なくないとされている<sup>(1)</sup>。また、判例集・雑誌等では、これまで、取引経過の開示請求が裁判上で争われた事案は見あたらなかったが、平成14年および平成15年に1件ずつ裁判例が雑誌に掲載され、金融法務に関心を持つ実務家・研究者の注目するところとなった。

また、平成17年4月に個人情報保護法が施行され、金融機関において、個人情報の保護との関連において、取引経過の開示請求にどのように対応すべきかということが改めて問題として意識されるようになった<sup>(2)</sup>。

このような状況において、預金取引の取引経過の開示請求に関する法的な考察がなされるようになった<sup>(3)</sup>。本稿においては、この問題についてのこれまでの議論を整理し、どのように考えるべきかを検討することを目的とする。

#### (2) 預金取引の取引経過の開示請求の法的性質

まず、預金取引の取引経過の開示請求が認められるべきかどうかを検討するにあたっては、その請求の法的性質について、どのように考えるかが問題となる。そこで、この問題を検討する場合の判断要素(あるいは判断の視点)は何かについて、予め明らかにしておくことにする。

第1の判断要素は、取引情報の主体と開示請求者の関係がどのようなものかということである。すなわち、取引経過の開示請求をしているのが当該取引の当事者本人か、あるいは第三者かということである。さらに、取引経過の開示請求をしているのが第三者であっても、それが取引当事者本人(死亡している)の相続人かそれ以外の第三者かも問題となるであろう。このように、開示請求の当事者を判断要素とするのは、取引情報の主体と開示請求者の関係によって開示請求を認めるか否かの判断は異なるのではないかと考えられるからである。

具体的には、(i) 取引情報の主体が取引情報の開示請求をする場合(自己の取引情報の開示請求)と(ii) 第三者が他人の取引情報の開示を請求する場合(他人の取引情報の開示請求)とが考えられる。前者を基本的な問題ととらえ、まず、それについて検討し、次に、それを前提に、後者の問題を考察するのが妥当であると思われる。なお、後者の場合の例として考えられるのは、相続人が被相続人の預金取引について、その取引経過の開示を請求する場合であるが、その場合に、相続人による開示請求は本人による開示請求と同視しうるかどうか(言い換えれば、本人が開示請求権を有していて、それを相続人が相続するかどうか)が問題となる。

第2の判断要素は、預金取引の種類がどのようなものであるかということである。預金取引の種類によって考え方は異なるのではないかと考えられる。ただし、開示請求が問題となるのは、1つの預金取引において、預入れと払戻しが繰り返し行われているような場合である。そこで、本稿では、普通預金・当座預金のように、継続的に預入れと払戻しが行われる預金契約について考える。このような預金契約は一般に、消費寄託契約と考えられているが、単純な金銭の寄託とその返還だけでなく、さまざまな合意がそれに付随している<sup>(4)</sup>。とくに、銀行と預金者との間の権利義務関係について、消費寄託以外の要素があるかどうか(たとえば、委任契約的な側面があるかどうか)を検討しなければならない。

第3の判断要素は、民法上の典型契約に関する規定(前述のように、消費寄託契約がその中心であるが)、当事者間の合意以外に、なんらかの権利・義務関係を考えることができるかどうかである。たとえば、契約における本来的な義務のほかに認められている付随義務として、銀行と預金者の間になんらかの法的義務の存在を認めることができるかどうかである。

### (3) 検討すべき法理

ところで、預金取引について、取引経過の開示請求が認められるかどうかを検討するに際して、その根拠として、どのような法理によるべきかについても、あらかじめ述べておきたい。

まず、第1に、契約法理である。すなわち、預金取引の法的性質である。言い換えれば、預金取引はどのような性質の契約かということである。具体的に民法の定める典型契約のどれにあたるか、あるいは、無名契約かが問題となる。このような考察によって、預金取引が典型契約の1つであるということになれば、当事者間で特別の合意がないかぎり、当該典型契約に関する民法の規定が適用されることになる(あるいは、当事者の意思解釈の基準となる)。

第2に、情報提供義務論の問題である。これは、主として取引当事者本人が取引経過の開示請求をする場合に於てはまる理論である。すなわち、銀行は預金者に対して、情報提供義務を負うのかどうか、もし負うとすれば、その内容はどのようなものかという問題である。

周知のように、日本で情報提供義務が議論されるようになったのは、契約締結前における情報提供義務の問題である<sup>(5)</sup>。しかし、預金取引における取引経過の開示請求は、契約締結前における情報提供義務ではなく、契約の履行過程(とくに継続的契約)における情報提供義務の問題であると考えられる。

第3に、銀行の守秘義務の問題である。フランスでは、銀行の守秘義務を定める法規範が存在するが<sup>(6)</sup>、そのような法律上の守秘義務が銀行に認められていない日本において、銀行の守秘義務を根拠に、取引経過の開示請求を受け銀行が取引経過の情報提供を拒絶できるかどうかの問題となる(これは、主として預金者本人以外の第三者が取引経過の開示請求をした場合の問題である)。

第4に、個人情報保護法、個人情報保護に関する基本方針および金融庁のガイドラインにおいて、取引情報の開示に関してどのように考えられているかという問題である。

第5に、銀行が取引経過の開示請求に従って提供した情報に誤りがあった場合に、銀行がどのような責任を負うかという問題である。これは、一般に、情報提供者の責任として論じられている問題である(なお、個人情報保護法が対象としているのは、生存している個人の情報であることはいうまでもない)。

## 2 取引経過の開示請求に関する裁判例

預金取引において、取引経過の開示請求が争われた事案に関して、下級審ではあるが、次のような裁判例がある。

### (1) 東京地判平成14-8-30金法1678号65頁(第1審)、東京高判平成14-12-4金法1693号86頁(②事件)(第2審)

#### (a) 事案の概要

Aは、Y銀行(被告・被控訴人)に預金債権(5口)を有していた。Aは、平成11年6月20日に死亡し、Aの子であるX(原告・控訴人)らが相続した。Xは、他の共同相続人との間に相続をめぐる紛争を生じ、Y銀行におけるAの預金口座の取引明細を知ろうとしたが、他の相続人はそれに反対している。そこで、XがY銀行に対して、被相続人の預金口座(5口)の取引経過の開示を請求した。第1審判決は、開示請求の法的

根拠がないとして、Xの請求を認めなかった。判旨は、銀行に取引明細を開示する義務はないことの理由を「預金契約に関するYの総合口座取引規定、通帳式自動継続自由金利型定期預金規定には、Yが預金口座の取引明細を開示する旨の規定は存しない。また、預金契約は消費寄託契約と解されるどころ、消費寄託契約につきその種の義務を定めた規定は存しない。銀行法その他法令をみても、Xが主張する義務を定めた規定は存しない。」と述べている。また、「預金口座は、単に金員を預け入れるという目的に止まらず、公共料金その他各種取引の振替送金、給与振込など、預金者の多種多様な用途に用いられ、また、金融機関はこれらに対し手数料収入を得ている。このような実情に鑑みれば、金融機関は預金者に対し、当該預金口座の取引明細を開示する義務を負っており、また、預金者は開示を求める権利を有している」というXの主張について、「X主張に係る『実情』から、なにゆえ預金口座の取引経過明細の開示請求権という法的権利の発生が導かれるのか、その趣旨は明らかでないし、……ATMを使用してなされた取引の通帳への記帳は、一定期間を経過した後は、合計残高を記帳する扱いをとっているという『実情』も一方存するのである」と述べその主張をしりぞけている。

そこで、Xが控訴した。

#### (b) 判旨

東京高裁も、Xの主張を認めず、控訴を棄却した。

まず、預金者の銀行預金口座の取引明細の開示を求める権利の有無について、「預金契約の法的性質は、一般的には、受寄者である銀行において、受寄物である金銭を自由に使用することができる金銭の消費寄託契約に当たると解されており、したがって、消費貸借契約の規定が準用になる（民法666条）ところ、金銭消費貸借契約に関しては、契約当事者間において、貸主から借主に対し、その取引経過明細の開示を求めることができる旨の法令上の根拠は存しない。

この点に関連して、Xは、銀行法12条の2所定の銀行の預金者等に対する情報等の提供義務を根拠に、当該預金口座の取引経過明細について銀行から預金者に対して開示する義務がある旨主張する。しかしながら、銀行法の上記規定は、預金等の受け入れに関し、預金者等の保護に資するため、契約の内容その他参考となるべき情報の提供を義務づけたものであって、これを受けて定められた銀行法施行規則13条の3の開示の対象となるべき情報の具体的内容からもうかがわれるとおり、預金口座の取引経過明細の開示がこれに含まれないのは明らかであるのみならず、そのことは、その制度趣旨に照らして明らかというべきであり、Xのこの点の主張は失当である。

Xは、また、信義則を根拠に、銀行が預金者に対して当該預金口座の取引経過明細に

ついて開示義務がある旨主張する。しかしながら、信義誠実の原則は、個々の事案における法律規定の具体的な解釈適用場面において、法律規定の一般的ないし形式的な適用によっては著しく衡平を失する場合において、其の一般的ないし形式的な適用を限定ないし修正して当該事案に適った妥当な解決を図るための法理であって、およそ銀行と預金者との間において一般的に預金者とその預金口座の取引経過明細の開示請求権を有するかどうかという一般的な解釈問題についてまで妥当するものとは解し難く、この点のXの主張も採用の限りでない」と判示している。

次に、銀行においては、預金者に対して、預入れ、払戻し、振替送金、払込み、受入れなどを記帳するなどの方法により、預金口座の取引経過明細の開示をする扱いがされていることを前提として、預金者の相続人の1人が、単独で、取引経過明細の開示請求をするかどうかについて、「金銭債権その他の可分債権は、その権利者が死亡した場合において、その権利者に複数の相続人がいるときは、その死亡により、各相続人の相続分に応じて当然に分割承継されて各相続人に帰属することになるのであり、銀行預金債権も、金銭債権と認められる限度では可分のものであるから、預金者の死亡により、各相続人相続分に応じて当然に分割承継されて各相続人に帰属することになる。したがって、各相続人は、銀行に対し、その相続分の割合に応じて分割承継した分の預金債権の払戻しを求めることができるものといえる。しかしながら、このような払戻しを求めるにとどまらず、預金口座の取引経過明細の開示を受け得る地位について考察すると、この地位は、預金者すなわち預金契約当事者としての地位に由来するものであり、このような預金契約当事者としての地位は、1個の預金契約ごとに1個であって、これを可分のものとして観念することはできないから、預金者を被相続人とする共同相続人の1人は、いまだ遺産分割等が行われていない段階においては、単独でその地位を取得するに至らず、したがって、そのような相続人は、単独で銀行に対しその開示を請求したとしても、銀行がこれに応じないときには、強制的に銀行をしてその開示をなさしめることはできないものといわざるを得ない（銀行に対しこのように強制的に開示をなさしめることを認める法律上の明文の規定も見当たらない。）」と判示している。

## (2) 東京地判平成15・8・29金法1697号52頁、判タ1162号174頁

### (a) 事案の概要

Aは、Y銀行（被告）に預金債権（5口）を有していた。Aは、平成11年6月20日に死亡し、Aの妻および3人の子が共同相続した。子の1人であるX（原告）は、他の共同相続人との間に遺産分割をめぐって紛争を生じ、代理人弁護士を通じて、弁護士法23

条の2に基づき、Y銀行に対してA名義の預金の取引履歴を照会したが、Y銀行は共同相続人全員からの照会でないことから、これを拒否した(Xの主張によれば、他の3行は任意の照会に応じているようである)。そこで、XがY銀行に対して、被相続人Aの預金口座(5口)の取引履歴の開示を請求した。

## (b) 判旨

判決は、東京地裁は、預金債権の共同相続人の一人が、被相続人名義の預金について、銀行に対して、単独で取引開示請求権を有するとして、Xの請求を認容した。

まず、預金者本人が取引履歴の開示請求権を有するかについて、「預金者が銀行に対し自己の預金債権に関する取引履歴の開示を請求する権利を有することを規定している法令はなく、Yの総合口座取引規定や普通預金規定にもその旨の定めはない。

しかしながら、今日における預金契約は、単なる民法上の消費寄託契約であるにとどまらず、各種公共料金や定期的な支払金の自動引き落とし、クレジットカードの決済、送金、振替等の各種サービスの複合した契約であり、それぞれに銀行に対する手数料がかかることがあって、その取引履歴は、預金者においてすべて即時に把握しうるものとはいえないし、把握し得ないではないものであっても、明確に認識しないまま多数の取引が自動的に又は他者の行為によって行われていくことも少なくない。又、それらの多数の取引の中には、出金されるべきでないものの出金、入金されるべきものの未入金、金額の多寡等の誤りが含まれる可能性もないとはいえず、預金の増減の正確な把握は、預金者に取り重大な利害関係を有する事柄である。この取引履歴は、通常は、預金通帳、取引明細票等に記入することによって預金者に通知されることになっているが、これが銀行の任意のサービスであって契約上の義務ではないと解すべきでないことは、通帳不発行口以外は通帳を発行し、通帳不発行口においては取引明細を取引明細票に記載して交付する旨の定めがあるYの総合口座取引規定や普通預金規定に照らし、明らかである。銀行が預金に関する取引履歴を預金者に通知することは上記のような預金契約における銀行の債務の内容を成していると解すべきである。

ところで、預金に関する取引に際して通帳を用いることの少ない(預金者が行うものであっても、カードを用いるのが一般的であり、通帳を使用することができないATM機もある。)現在においては、取引の都度その経過が通帳に記入されるのではなく、後日になってまとめて記帳されることも多いところ、その際、複数の取引が合算して記帳され、その明細まで記帳されない場合がある。この場合、銀行は、預金者がその明細の開示を求めても、いったん預金者がいつでも通帳に記帳しうる状態に置いた以上、もはや開示をする義務を負わず、こまめに記帳する手間を惜しんだ預金者は、その明細を知り

得なくてもやむを得ないというのは、今日における預金取引の実情に合わない議論であり、銀行が取引履歴を記録してこれを開示することは困難を強いるものではないことなどを考慮すると、預金者は銀行に対し合算して記帳された取引の明細を開示するよう請求することができ、銀行はこれに応ずべき契約上の義務を負うというべきである。そして、合算して記帳されたために預金者が明細を知り得ない場合だけでなく、通帳等の紛失その他なんらかの事情で通帳等により取引履歴を確認できない預金者が、銀行に対し、取引履歴の開示を求めた場合にも、銀行は、可能な限度において、取引履歴を開示すべき義務を負うものと解するのが相当である。そして、この請求は、複数の預金口座がある場合に、各口座ごとにすることができるものというべきであり、預金者がすべての預金口座の取引履歴の開示を求めたときは、銀行は、各口座ごとに取引履歴を開示すべきである。この義務は、明示の条項はないものの、前記のような預金契約の内容に照らし、預金契約に当然に付随する契約上の義務であると解される。」と判示している。

次に、共同相続人の1人が被相続人の預金に関する取引履歴の開示請求権を取得するかについて、「預金債権のような金銭債権については、共同相続により各相続人が持分的権利を取得することに伴い、分割債権の原則（民法427条）に従い、各相続人が相続分に応じた割合で金銭債権を分割取得し、直ちに単独でこれを行行使することができるものと解される。したがって、相続開始後は、被相続人の有した預金債権は、相続分の割合に応じて分割され、各相続人がそれぞれ単独の預金者として銀行に対して預金債権を有していることになる。しかも、当該相続分の限度においてはあがあるが、各相続人は、預金債権の包括承継人であり、被相続人の有していた契約上の地位を一般的に承継したものであるというべきである。そうすると、単独の預金者である各相続人は、銀行に対し、預金残高にとどまらず、自己の預金に関する取引履歴の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負うというのが相当である。そして、各相続人の有する預金に関する取引履歴は、被相続人の有していた取引履歴そのものであるから、結局、各相続人は、銀行に対し、被相続人名義の預金につき、取引履歴の開示を求める請求権を有するということができる。」と判示している。

### (3) 大阪高判平成15-9-18金法1693号86頁(①事件)

#### (a) 事案の概要

宗教法人であるX(被参加人・控訴人)の住職・代表者であったZ(当事者参加人・被控訴人)は、昭和60年9月、Y銀行(被参加人・被控訴人)にX・Z名義で預金口座を開設して、預金取引を行っていた。ところが、Zは、平成5年4月22日に住職を罷免さ

れ、代表者の地位を失った。Zは、平成12年11月4日、通帳、届出印を利用して、預金を解約し、残高9,577円を受領した。Xは、Zに対して、不当利得返還請求訴訟を提起し、この訴訟が継続中である。Xの申立により、大津地裁は、Yに対して、本件預金口座の平成5年4月22日から平成12年11月4日までの出入金明細を示す文書の提出を命じ、その命令が確定した。そこで、Yは、それに応じて、平成5年3月5日から平成12年11月2日までの本件預金の出入金明細を示す「要払性預金取引明細書兼残高明細表」を大津地裁に提出した。そこで、Xは、Yに対して、本件預金口座の開設時から平成5年3月4日までの出入金の明細、顧客勘定元帳の開示等を請求した。第1審判決は、Xの請求を棄却したので、Xが控訴し、予備的に本件預金等の出入金の明細が記入された預金通帳の再発行を請求した。これに対して、Zが当事者参加し、本件預金口座のうち、平成5年4月22日以降のものがZに帰属したことの確認を求めるとともに、本件預金口座のうち、平成5年4月22日以降のものについて、開示の差止めを請求した。

#### (b) 判旨

大阪高裁は、本件預金口座の出入金明細の開示請求を認めた。なお、Zの参加請求は棄却されている。

出入金の明細および勘定元帳の開示について、「(1) 普通預金規定 (《証拠略》) によれば、普通預金口座は、本支店のどこの店舗でも預金の預入れ及び払戻し (同規定1) ができるほか、証券類の受入れ (同2) や振込金の受入れ (同3) ができ、所定の手続をして、各種料金等の自動支払 (同5(2)) もできるものとされている。そして、受入れ証券類に関して、払戻しができる予定の日は、通帳の『お支払い金額』欄に記載すること (同4(1))、預金口座への振込みについて、発信金融機関から取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消すこと (同3(2))、利息については、一定の時期に所定の方法で計算し預金に組み入れる (同6) 旨の各定めがあり、また、通帳の紛失時には、一定の手続と手数料を負担することにより再発行を受けられる (同7(2)) もとされている。

普通預金規定には、取引の開始に当たって通帳を交付することやこれらの各種取引内容について、通帳に記帳することを直接定めた規定はないが、上記の各規定からして、預金者に通帳を交付し、その口座で取り扱われる取引については、すべて通帳に記入して預金者に開示し、取引経過や残額等を通帳上明らかにすることを当然の前提としているものと解するのが相当である。

(2) 銀行の預金者との間の普通預金取引を法的に分析すれば、預金の預入れ及び払戻しは、消費寄託契約に基づくものであり、その他の取引については、消費寄託契約に基



づく預入れ及び払戻しと一体となった（準）委任契約に基づく事務としての性質を有しているというべきである。すなわち、証券類の受入れは、取立事務（準委任）を経た預入れ（消費寄託）、振込金の受入れは、振込金の受領手続（準委任）と預入れ（消費寄託）、自動支払や振込みは、払戻し（消費寄託）と支払先への送金事務（準委任）を一連の事務として遂行されるものと解される。

（３）ところで、普通預金は反復して預入れ及び払戻しがなされることを予定し、かつ、上記のような出納事務等もその中に組み入れられて行われているものであって、預金の増減等の取引経過は、各種の契約内容ないし契約の結果そのものであるから、預金者から、過去の取引経過の報告を求められた場合、銀行において、これを法的に分析し、（準）委任契約に係る部分のみを抽出して、民法645条に基づく報告を行い、それ以外の部分は報告を拒否することにつき正当な利益を有するということは通常考えられない。又、預金者においても、出納事務のみを抽出した報告では、その結果、預金残高がどのように変化したかを容易に理解できなくなるのであって、預金者の一般的な期待に沿うものとも言い難い。

（４）上記（１）ないし（３）のような諸事情を考慮すると、預金契約について、同契約に基づくすべての取引について、預金者が入出金の明細についての情報の開示を求めた場合は、金融機関は、預金契約に付随する義務として、出納事務に限らず、その取引の全体について開示すべき義務があると解するのが相当である。」と判示している。

#### （４） 最判平成17-7-19金商1221号2頁

銀行の預金取引ではないが、貸金業者の貸付・借主の返済（いずれも100回を超える）に関して、貸金業者が借主に対して取引履歴の開示をすべき義務を負うとした最高裁判決が最近なされた<sup>(7)</sup>。銀行の預金取引と、貸金業者の貸金取引とは、多くの点で事情が異なっているが<sup>(8)</sup>、銀行の預金取引における取引履歴の開示請求を考察するに当たっても、参考になるものと思われる。

##### （a） 事案の概要

Y（被告・被上诉人）は、貸金業規制法3条の登録を受けて貸金業を営む貸金業者であるが、平成4年2月26日から平成14年10月10日まで、109回にわたってX（原告・上诉人）に対して、金銭を貸し付け、129回にわたってXから弁済を受けた。これらの貸付けの約定利率は利息制限法1条所定の制限利率を超えていた。Xから債務整理の依頼を受けた弁護士がYに対して取引履歴の開示を求めたが、Yは、貸金業規制法に規定されているみなし弁済の規定の適用を主張し、和解交渉はするが、取引履歴の開示はでき

ないと回答した。

そこで、XがYに対して、過払金の返還請求をするとともに、Yが取引履歴の開示請求に応じなかったことにより、債務整理が遅れたことが不法行為にあたるとして、慰謝料を請求した。Yは、第1審において、全取引履歴を開示している。原審は、Xの慰謝料請求を棄却すべきものとした。そこで、Xが上告した。

(b) 判旨

Xの上告を認容し、原判決を破棄し、差し戻した。

### 3 取引情報の開示請求（銀行の取引情報提供義務）

以上のように、少ない裁判例であるが、取引明細の開示請求を認められるかどうかについて、判断が分かれている。以下においては、これらの裁判例を参考にしながら、この問題についてどのように考えるべきか、私見を述べることにする。

#### (1) 預金取引の法的性質

預金取引の取引明細の開示請求が問題となるのは、普通預金(総合口座)、当座預金などであると思われる。これらの預金取引は、金銭の消費寄託を中核としているが、それに付随して、公共料金の支払い、クレジットカードの決済、振込金の受入れなど多様なサービスが提供されている。銀行と預金者との間の関係は、基本的にこれらの取引に関する約款によって規律されている。ただし、取引明細の開示に関する条項は見あたらない。

#### (2) 開示請求の法的根拠

まず、預金者本人が預金取引の明細について開示請求することは、これを認めてよいと考えられる。その法的根拠として次のようなものが考えられる。

第1に、預金取引が金銭の消費寄託契約であることから、消費寄託上の受寄者の義務として、委任に関して報告義務を定めた民法645条を類推適用することが考えられる。消費寄託について、民法665条により委任の規定が準用されているが(646条ないし649条、650条1項・2項)、645条は準用されていない。しかし、継続的な預金取引における委任契約的な側面を考えると、民法645条を類推適用することができるのではないかと考えられる。

第2に、預金取引に付随するものとして、銀行は、預金者に対して、預金取引の明細を開示する義務があると考えられる。ただ、通常は、取引明細は通帳への記入、取引明細の通知等によって行われているのであるから、いったんは行われたにも

かかわらず、なんらかの理由により、再度取引明細の開示を請求する場合には、その費用（少なくともその一部）は預金者が負担すべきであろう。

第3に、信義則によって根拠づけることもできると思われる。

### (3) 共同相続の問題

判例は、金銭債権について、共同相続人が相続分の割合に応じて、分割取得するとしている（必ずしも預金債権ではない）<sup>(9)</sup>。預金債権の相続についてもこのような考え方によれば、東京地判平成15・8・29前掲が判示しているように、相続開始前の預金取引の明細についても、各相続人が分割取得した預金債権の明細にはかならないから、単独で取引明細の開示請求ができるということになる。

学説では、合有的な観点から、預金債権は相続財産に帰属し、共同相続人が遺産の管理を行うとする見解がある<sup>(10)</sup>。そして、この場合には、共有の規定が準用（類推適用）されるとしている。このような考え方によれば、取引経過の開示請求が、管理行為（持分の過半数）にあたるか保存行為（各共同相続人が単独でできる）かという問題に帰着するであろう。

預金債権の相続について、どのような見解を取るにせよ、相続開始前の取引経過について相続人が開示請求できるとすることに多少疑問がないわけではない。預金取引の明細は、預金者本人の生活と密接に関連している。プライバシーの保護が考慮されなければならないであろう。個人の預金者にとって、他人（相続人であっても）に知られたくない取引もあるのではないかと考えられる。たとえば、その例として、不倫の相手方に対する定期的な振込が考えられよう。したがって、預金者本人が生存している限り、第三者が本人の意思を無視して、預金取引の明細を銀行に開示請求することは原則として、認められないと解すべきであろう。そして、預金者本人が既に死亡している場合には、このような配慮はまったく不要であろうか。相続人が当然に被相続人の生前の取引明細の開示を請求できるということには若干の躊躇を覚える。

#### 〔注〕

- (1) 三上徹「預金の取引経過の開示義務」金法1689号（2003年）4頁、岡本雅弘「預金取引経過開示義務」銀行法務21 645号（2005年）36頁。いずれも、銀行法務の実務家によるものであるが、このような開示請求がなされていることを指摘している。
- (2) 周知のように、個人情報保護に関して、金融・信用分野は、医療、情報通信と並んで特に重要な分野とされ、国会では、個人情報保護法の審議の過程で、これらの分野において個別法の検討をすべきである旨の附帯決議がなされている（附帯決議の内容について

は、園部逸夫編『個人情報保護法の解説〔第3版〕』ぎょうせい（2005年）312頁以下参照）。また、平成16年4月の閣議決定により定められた「個人情報保護に関する基本方針」においても、金融・信用分野の重要性が指摘されている。もっとも、その後の関係省庁の検討の結果、金融・信用分野においても、他の分野と同じように、事業者の取るべき措置に関しては、立法ではなく、ガイドラインが定められるにとどまっている（平成16年12月6日金融庁告示第67号「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および平成17年1月6日金融庁告示第1号「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」）。

- (3) 注(1)引用の三上論文、岡本論文のほか、浅生重機「預金者の取引経過開示請求権の有無」金法1700号（2004年）73頁、真船秀郎「預金取引の開示請求への対応」金法1707号（2004年）32頁、養輪靖博「金融機関の取引開示義務について」クレジット研究33号（2005年）147頁等がある。
- (4) たとえば、普通預金契約では、現金、手形等による入金のほか、第三者からの振込金の受け入れ、預金の払戻しの一形態として各種料金の自動支払いなどに関する条項が定められている。また、総合口座取引契約では、普通預金に関する条項に加えて、定期預金に関する条項、当座貸越に関する条項（定期預金・国債等を担保に普通預金の不足額を自動貸し越しをするものである）などが定められている。
- (5) 後藤巻則「フランス契約法における詐欺・錯誤と情報提供義務」民商法雑誌102巻2号、3号、4号（1990年）、横山美夏「契約締結過程における情報提供義務」ジュリスト1094号（1997年）128頁以下等。これらの研究は、フランス法の影響を大きく受けているものであるが、フランスでも、契約締結前における情報提供義務であることが強調されている。たとえば、この問題を体系書で詳細に論じている、ゲスタン教授は、契約締結前の情報提供義務と契約上の情報提供義務との違いについて論じている（GHESTIN, *Traité de droit civil, La formation du contrat*, 3e éd., 1993, nos 593 et suiv., p. 576 et suiv.）。
- (6) フランスにおける銀行の守秘義務については、金融法務研究会『金融機関のグループ化と守秘義務』（2002年）38頁以下参照。なお、守秘義務に関するフランス銀行法（1984年法律第46号）57条および57-1条は、通貨財政法典（Code monétaire et financier）の制定に伴い、同法典L. 511-33条、L. 511-34条に規定されている。
- (7) なお、朝日新聞平成17年7月19日夕刊、日本経済新聞平成17年7月19日夕刊等参照。
- (8) 本判決で問題となっているように、貸金業者と多重債務者との間の紛争では、債務者自身が貸金業者がどのような貸付を受け、どのように返済しているかについて、正確な情

報を把握していないことが少なくなく、利息制限法の範囲内の利率をもとに計算された債務の残額（あるいは過払い金額）を知るためには、取引履歴の情報が必要不可欠である。銀行の預金取引については、このような事情はないといってよい。

- (9) たとえば、共同相続人の一人が自己の法定相続人に応じた払戻請求を認めた判決として、東京地判平成8・2・23金法1445号60頁、浦和地裁川越支判平成11・7・6判夕1030号245頁等がある。なお、銀行実務では、預金者が死亡し、相続人が複数である場合に、そのうちの一人からの払戻請求を認めていない。共同相続人間の紛争に巻き込まれることをおそれているためと思われるが、判例・多数説の理論とは必ずしも整合的ではないと考えられる。
- (10) 預金債権の相続に関する学説・判例については、谷口知平＝久貴忠彦『新版注釈民法(27)』有斐閣（1999年）7頁以下（本間輝雄執筆）参照。